

第2回社会保障研究奨励賞授賞論文

○ 荒 木 誠 之（熊本大学教授）

「社会保障の法的構造——その法体系試論——」（二・完）『熊本法学』第6号，昭和41年6月，あわせて（その一），『同誌』第5号，昭和40年12月，も参照。

○ 中 桐 宏 文（国立国会図書館財政金融課）

「社会保障制度の経済安定化機能」『レファレンス』183号，昭和41年4月号。

○ 藤 井 良 治（厚生省保険局調査課）

「フランスの社会保障」『健康保険』第21巻第1号～5号，昭和42年1月～5月。

（著者名五十音順，敬称略）

選考経過

大内基金委員会は，社会保障研究所後援ならびに厚生省協賛のもとに，第2回社会保障研究奨励賞として，上記3編の論文の授賞を決定した。

この授賞決定についてここに選考経過を簡単に報告したい。昨年実施した第1回研究奨励賞は出題にもとづく応募論文を対象とするものであったが，今回は昭和41年2月以降42年7月までの既発表論文を対象として授賞する方式をとった（詳細は季刊社会保障研究第2巻第4号，昭和42年3月，10ページ参照）。そのため，まず約50名の推薦者に対して優秀なる論文の推薦を依頼し，8月末の締切日までに10数名の方々から解答をいただいた。推薦件数は28編あったが，そのうち条件の不適合のものを除き，結局23編が審査にかけられ，7名の審査委員によって上述のように3編の授賞を決定したのである。なお審査委員にも予め推薦を依頼しておいたので，審査委員会の席上では推薦の追加はなかった。

審査委員会では検討の結果，このたびは等席順位をつけないことにした。選んだ3編について等席をつけられないこともないという意見もあったが，こんどのように既発表の論文に対して審査し，しかも年齢，職歴，地位などがきわめてバラバラである場合，等席をつけることは適当でないという結論に達した。事実，上記3編について見ても，それぞれ専門領域が異なるばかりでなく，荒木氏の論文は純学術論文として推奨されるものであるのに対し，中桐・藤井両氏の論文はそれぞれ実務に携わりながら，丹念に勉強されたものとして研究奨励賞に値するものと判断されたものである。このようにやや性格の異なるものを部門分けをやらずに授賞を定めたため，等席をつけなかったのであり，この点ご了承を願いたい。

以下、3編の論文に対する審査委員の諸意見を汲みとり、だいたいの審査の要旨をとりまとめることにする。

荒木誠之「社会保障の法的構造」について

この論文は社会保障法という独自の法体系を設定しようとする数少ない建設的な試みであり、この課題に本格的に真正面から取り組んでいる野心的な学術論文である。とくに生活危険・生活不能・生活障害の三つの要保障事故にもとづく保障給付の分類、これについて国家と国民との間の保障関係の解明など、教えられるところがきわめて多い。ただし、審査委員会では細かい点について若干の疑問が提出された。ここでそれらの点を要約しておきたいと思う。たとえば社会保障法は公法か私法かという二分割では割り切れないという観点から、「保障関係」という概念のもう少し立ちいった解明が望まれるし、また「生活人」という法主体が前面に出されているが、この点の一層の展開が望まれるという意見があった。さらに、ここに述べられている体系はゾレンの体系として仮に可能であるとしても、それがザインの体系として定着していく可能性と必然性について少しく説明不足の嫌いがあり、たとえば「現在社会保障法のもとにおいて医療上のものを国家の責任において給付する制度とすべきである」云々というのは、やや独断に過ぎはしまいかと思われるという意見も提出された。また三つの要保障事故の重なり合いを考える必要はないかという疑問もあり、総じてこの論文では医療保障の給付といわれるものの処理について多少無理が目立つように思われるという意見もあった。しかし、結論的にいうと、今後の社会保障法論はこの論文の考え方に同調するにせよ、反対するにせよ、いずれもこの論文を一応問題とすることなしには進められないという点において、この論文を高く評価することには異論がなかった。

中桐宏文「社会保障制度の経済安定化機能」について

この論文は、安定化政策についてビルト・イン・スタビライザー（自動安定化装置）の問題とディスクリッショナリ（自動裁量的）な安定化の問題との二つを分け、これによって社会保障制度のもつ機能を考察し、同時に日本においてそれらが果して有効に作用しているかどうかを吟味しようとするものである。最近の経済学界の安定化政策についての考え方をいち早くとりいれ、とくに社会保障問題に吟味を進めた点は高く評価してよい。日本について、社会保障水準が低いことや高度成長の特殊の構造から、これら安定化作用が有効に作用しないという指摘もだいたい正しい。ただ、論点が多岐にわたり、その説明について他説に依拠することが多く、そのため全体の調子がやや表面的になっている憾みが見られる、というのが委員の多くの意見であった。またディスクリッショナリな政策を論じた最後の(9)の部分、狙いどころにやや混乱があるように思われる。そこでは移転支出の増加の所得や生産や雇用に対する効果が問われ、他の公共投資や政府消費に比して効果が僅少であると指摘されているが、そういう不況対策上の効果は必ずしも安定化とは関係がない。ここではむしろ著者が最後に触れている投資と消費のアンバランスの是正によっていわゆる安定的な成長がどのようにして可能かという観点から問題を展開すべきではなかったかと思われるという意

見があった。

藤井良治「フランスの社会保障」について

フランス社会保障についての研究は従来から数が少いのみならず、最近の制度全般について適切な解説を加えたものも見あたらない。「健康保険」に5回にわたって連載されたこの論文は、従来の空間をうめるものである。とくに社会保障金庫の実態を明らかにした部分(第2回)、社会保障財政を論じた部分(第3回)は、当面の問題を手ぎわよくまとめたものであって、わが国の現状に大きな示唆をあたえている。執筆者はフランスに留学し、その成果をまとめたのがこの論文である。その年齢と役職上の地位からみて、研究の助長奨励のため授賞が適当と判断されるというのが、審査委員会の空気であった。もっとも、叙述がわかりやすい反面、しばしば平板に流れて、本格的な学術論文の観点からすれば不満が残る。とくに、掲載誌の性格もあって、若干の見落としや不正確な表現があったことは惜しまれる。したがって、学術論文というよりは、調査研究と現状紹介にこの論文の長所があるといえる。幸に執筆者はフランスとの人的つながりもあるようなので、今後さらに研究を重ね、将来は本格的研究にまで大成することを希望するという発言のあったことを付記したい。

昭和 42 年 11 月

社会保障研究奨励賞論文審査委員会

委員長 山 田 雄 三

本審査委員会の委員は次のごとくである。

山田雄三(社会保障研究所長) 鈴木武雄(武蔵大学教授) 馬場啓之助(一橋大学教授)
福武 直(東京大学教授) 小山進次郎(厚生年金基金連合会理事長) 高橋 武(ILO 東京
支局調査部長) 小山路男(横浜市立大学教授)